

札幌市環境影響評価条例の方針について（案）

1 基本的方針

環境影響評価法の考え方を踏襲し、条例を改正し放射性物質の適用除外規定を削除する。国の「基本的事項」、「主務省令」を参考に本市の技術指針を改正する。

理由：札幌市地域防災計画「原子力災害対策編」において、原子力災害の中長期対策として放射性物質による環境汚染に対し、必要な措置を講じるとされている。将来において、札幌市内に放射性物質に汚染された土地が発生、発見される場合にそなえ、札幌市環境影響評価条例における規定を整備しておく必要がある。

(1) 放射性物質を環境影響評価項目として取扱う対象事業について

ア 工事段階

現在の市内では想定していないが、土地の形状の変更等に伴い放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれのある事業（全ての対象事業）

イ 供用段階

供用中に放射性物質を取扱う事業
（廃棄物最終処分場）

(2) 環境影響評価項目としての整理

ア 一般環境中の放射性物質についての環境要素として、「放射線の量」を指定
（技術指針）

イ 参考項目及び参考手法の設定（主務省令を参考に技術指針の別表を改正）